



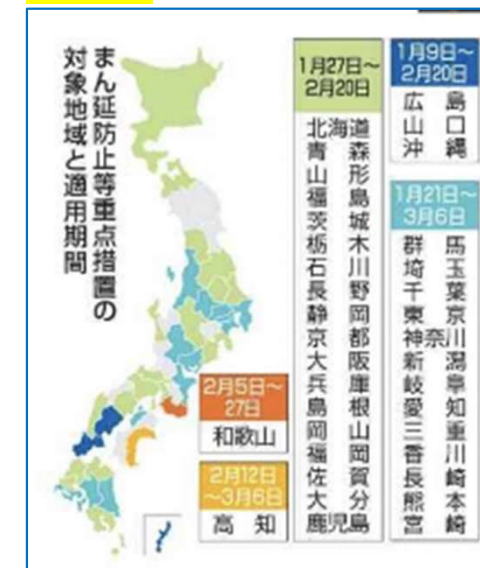
<お知らせ>

- ・ 出入国関連情報（日本/フィリピン/ベトナム/インドネシアなど）
- ・ 外国人技能実習生機構が訪問指導の際の手引き（参考）
- ・ ZOOM活用事例と今後の活用依頼
 - WEB面接、WEB巡回、WEB面談（実習生）
- ・ 4 月度の試験予定
- ・ 送り出し機関
- ・ 「外国人社員と働く職場の労務管理（20210402）より」
<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>
9～10ページ ②基本給について説明するとき

<お願い>

- ① 在留資格更新における必要書類の案内
書類部より問合せの際はご協力お願いします。
- ② 技能実習責任者講習、技能実習責任者講習、生活指導員講習の
期限切れでしたら再受講をお願いいたします。
- ③ 雇用条件と実際の就業時間に違いがある場合、
更新や見直しが必要な場合は、組合へご連絡をお願いします。

参考





2022/2/14

参考

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA112DF0R10C22A2000000/?fbclid=IwAR0lcBsIMN1NZyIJPcnDl-xN5qf6_geoSdG71qrNRZAgvmLJX12xIrOrInQ

ビジネス入国、月内に先行緩和 留学生含め1日1000人超
新型コロナ
2022年2月12日

政府は新型コロナウイルス対策で2月末まで原則停止した外国人の新規入国について、段階的に緩和する。まずビジネス目的と留学生の入国を2月中に先行して認める。1日1000人以上から順次拡大する。国内外で緩和論があるため方針を変更する。

2021年11月末に導入した新規入国の原則停止はいったん延長し、22年1月に「2月末まで」と定めた。今回は延長せず3月1日で解除する方向だ。

出入国関連 日本/フィリピン/ベトナム/インドネシア

<https://www.traicy.com/posts/20220211232469/>

8か国からの入国で水際対策強化 ハワイなどは待機期間短縮
2022年2月11日

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022021100558&g=eco>

【フィリピン】、外国人客受け入れ再開 2年ぶり、日本からも一新型コロナ
2022年02月11日

<https://www.traicy.com/posts/20220208232220/>

厚生労働省、入国手続の一部をウェブ化「ファストトラック」開設
2022年2月8日

厚生労働省は、日本への入国者に対する空港検疫で実施している手続きの一部を、入国健康居所確認アプリ「MySOS」を通じて、ウェブサイト上で入国前に済ませることができる「ファストトラック」を開設する。

質問票と誓約書の記入、ワクチン接種証明書と出国前72時間以内の検査証明書の有効性の確認、「MySOS」のインストールとログインの確認が事前にできる。これらの手続きを入国前に済ませることで、到着後の手続きを簡素化、迅速化することができる。なお、ワクチン接種証明書の提示による緩和措置は2月28日まで停止されており、停止期間中はファストトラックでも利用できない。

まずは2月7日から、関西国際空港での入国者に対して試行を開始し、順次、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、福岡空港にも展開する。

<https://www.viet-jo.com/m/news/social/220213212123.html>

【ベトナム】、2月15日から全ての国際線の運航制限を撤廃
2022/02/13

<https://nordot.app/865639331496886272>

【インドネシア】日本への入国、指定施設で3日間待機に[社会]
2022/2/14

<https://nordot.app/863465042364022784>

【インドネシア】首都空港、観光目的での入国可能へ[運輸]
2022/2/8



参考

外国人技能実習生機構が訪問指導を行う際に準備いただきたい資料一覧

1. 外国人技能実習生機構に提出いただきたい資料
・認定申請にかかる書類(写し)一式
・実習実施者届出受理書
・「軽微変更届」「実習実施困難時届」(写し)
・実施状況報告書(写し)
2. 実習実施者の組織図・体制に関する書類
・労働者名簿(役員・職員の氏名が確認できるもの)
※常勤職員については、「常勤性」がわかる資料(社会保険加入者名簿等)も準備
・出勤簿(技能実習指導員、生活指導員の勤怠状況が確認できるもの)
・賃金台帳(技能実習指導員、生活指導員分)
・労働保険成立届(労災保険任意加入事業場であれば、それに代わる保健所等)
・組織図
・寄宿舎設置、寄宿舎規則(該当する場合)
・決算書/確定申告書(控)※最新のもの
3. 技能実習法上事業所に常に備えておくべき書類(技能実習法第20条)
※保管期間は、帳簿書類の基となる技能実習が終了した日から1年
※帳簿を作成せず、もしくは事業所に備えておかず、又は虚偽の帳簿を作成した場合、30万円の罰金
・技能実習生の管理簿のうち技能実習生の名簿(号別の技能実習生の数、受入職種、国籍、在留期間等が把握できるもの)
・認定計画の履行状況に係る管理簿(参考様式第4-1)
・技能実習日誌(参考様式第4-2号)
・技能実習生一覧表(参考様式第4-2号別紙)
4. 技能実習生の労務管理に関する書類※保管期間:実習終了3年
・技能実習生の管理簿のうち雇用契約書及び雇用条件書
・労働時間等がわかる資料(タイムカード、出勤簿、その他)過去3年間分
・賃金台帳及び給与明細書、過去3年分
・家賃、水道光熱費等徴収すべき費用の明細がわかる資料
・賃金控除にかかる協定
・賃金振込の同意書(口座振込の場合)
・時間外労働協定届(36協定)、変形労働時間制にかかる協定(該当する場合)
・健康診断個人記録表
・年次有給休暇管理簿
・技能講習終了証または特別教育を実施したことを証する資料(危険有害業務の場合)

業務監査などでの注意点(例)

- ・寮設備 (消火器、私物入れ箱、準備不足)
- ・作業時の安全確保など
機械の清掃や調整をさせる際は
運転を停止するなど細心の注意(労災)
- ・36協定
時間外・休日労働に関する労使協定の
上限を超える時間外労働の是正(労務)
- ・年次有給休暇を年5日以上取得させる(労務)

日々の実習生の職場環境などへの対応、

ご協力お願いいたします。



インストール

ZOOM活用のお願いとお知らせ

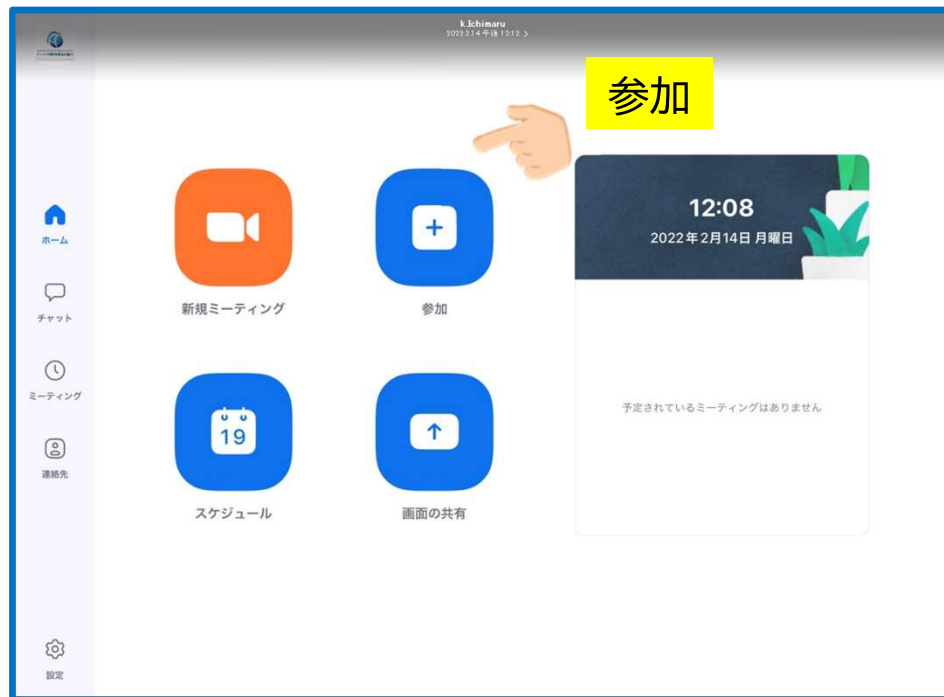
<メリット>

コロナ禍、緊急性、接続が容易
是非、組合や実習生面談など利用

Softonic のレビュー

ウェビナーやミーティング用

Zoomは、ウェブナーやオンラインでのミーティング用に開発されたアプリ。パソコンやスマートフォンでサービスを利用できる。Skypeに類似しているが、全世界にユーザーを獲得しており、特にビジネスに最適化されているアプリ。



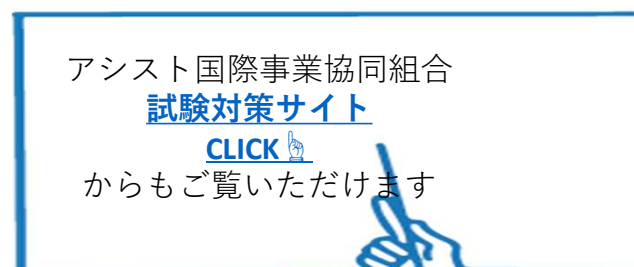
ID : 770 955 3562
パスコード : T4B36j

ご不明なございましたら、弊組合まで、
ご連絡お願いいたします。



令和4年4月試験予定

- 4/6 愛知県 [大工工事](#)
- 宮崎県 [養豚](#)
- 福岡県 [果樹](#)
- 4/12 佐賀県 [養豚](#)
- 4/14 福岡県 [半自動溶接](#)
- 4/15 福岡県 [コンクリート圧送](#)
- 4/18 福岡県 [壁装](#)



試験関係のお問い合わせは
コチラまで↓

shiken@assist-int.com

上の職種をクリックすると
過去問題の閲覧ができます
試験まで2か月と迫ってまいりました。
ぜひ一度ご覧くださいます。



2019年度		2020年度	
総人口		国土面積	
	億人		万km2
1 中国	14.41	1 ロシア連邦	
2 インド	13.66	2 カナダ	1,709.8
3 アメリカ	3.29	3 アメリカ	998.2
4 インドネシア	2.70	4 中国	983.3
5 パキスタン	2.16	5 ブラジル	851.6
11 日本	1.26	7 インド	328.7
13 フィリピン	1.08	14 インドネシア	191.4
15 ベトナム	0.96	38 ミャンマー	67.7
26 ミャンマー	0.54	60 日本	37.8
69 カンボジア	0.16	64 ベトナム	33.1
		70 フィリピン	30.1
		86 カンボジア	18.1

GDP (国内総生産)	
	百万US\$
1 アメリカ	20,932,750
2 中国	14,722,840
3 日本	5,048,690
4 ドイツ	3,803,010
5 イギリス	2,710,970
6 インド	2,708,770
16 インドネシア	1,059,640
32 フィリピン	362,243
38 ベトナム	340,821
66 ミャンマー	81,257
101 カンボジア	25,953

・実習生受入地域のご紹介
(実習生送出し連携拠点数)

→ ベトナム (3か所)
インドネシア (5か所)
フィリピン (1か所)
(カンボジア、
ミャンマー、モンゴル、
協定準備締結中)



● 提携送出し機関

・送出し機関の紹介
(各地域別のロケーション追記)



<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>



外国人社員と働く職場の労務管理に使える ポイント・例文集

～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～

令和3年3月 【委託】厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 【受託】株式会社 BRICK's
本冊子は、「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの作成・普及事業に係る有識者
研究会」における検討の結果を基に作成されたものです。



外国人社員と働く職場の労務管理に使える ポイント・例文集

～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～

<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>

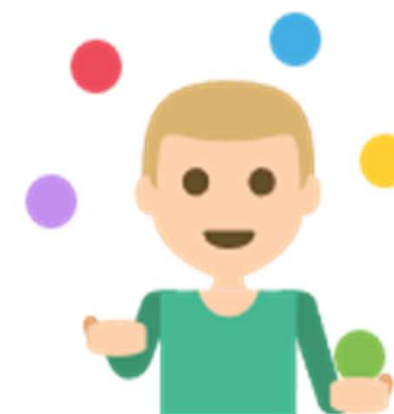


令和3年3月 【委託】厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 【受託】株式会社 BRICK's
本冊子は、「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの作成・普及事業に係る有識者研究会」における検討の結果を基に作成されたものです。

目次

「外国人社員と働く職場の労務管理（20210402）より」

1. 採用.....4		
① 採用後に労働者が提出する書類について説明するとき.....4	6月	
② 試用期間について説明するとき.....6		
2. 賃金.....8		
① 賃金について説明するとき.....8	7月	
② 基本給について説明するとき.....9	2月	
③ 各種手当について説明するとき.....11		
④ 割増賃金について説明するとき.....14		
⑤ 賃金の支払い方法について説明するとき.....17		
⑥ 税金や社会保険料について説明するとき.....18		
⑦ 年末調整や確定申告について説明するとき.....23	11月	
⑧ 賞与（ボーナス）.....25		
⑨ 昇給・人事評価.....25	11月	
3. 労働時間及び休暇.....27		
① 働く時間と休み時間について説明するとき.....27	5月	
② 休みの日について説明するとき.....32		
③ 決まった時間以外や休みの日に働く場合の説明をするとき.....34		
④ 有給休暇について説明をするとき.....35	5月	
⑤ 育児・介護や看護のための休みについて説明するとき.....39		
⑥ 代替休暇について説明するとき.....42		
⑦ 会社の都合で特別に休みにした間の給料について説明するとき.....44		
4. 異動、退職及び解雇.....46		
① 人事異動について説明するとき.....46	1月	
② 退職について説明するとき.....47	1月	
③ 退職について説明するとき.....47	1月	
④ 解雇について説明するとき.....51	1月	
⑤ 懲戒について説明するとき.....52	1月	
5. 安全衛生及び災害補償.....54		
① 健康診断について説明するとき.....54	10月	
② 災害補償について説明するとき.....55	10月	
6. ハラスメント.....57		
① パワーハラスメントについて説明するとき.....57	12月	
② セクシュアルハラスメントについて説明するとき.....58	12月	
③ マタニティハラスメントについて説明するとき.....59	12月	
④ その他のハラスメントについて説明するとき.....60	4月	
7. 退職金.....62		
① 退職金の支給について説明するとき.....62		
② 退職金の額について説明するとき.....63		
③ 退職金の支払い方法及び支払時期について説明するとき.....64		
8. 在留資格.....65		
① 在留資格とは.....65		
② 働く時間と休み時間を説明するとき.....68		
③ その他.....68		
9. 正社員以外の働き方.....70		
① 働き方の種類.....70		
② 雇止めについて説明するとき.....71		
③ 無期労働契約への転換について説明するとき.....71		
④ 派遣・請負について説明するとき.....72		
⑤ 同一労働同一賃金とは.....74	4月	
コラム：外国人雇用企業の好事例集.....75		
1. アクロスロード株式会社.....75		
2. 株式会社 井口機工製作所.....76		
3. テクノプロ・ホールディングス株式会社.....77		
4. 株式会社ウニードス.....78		





<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>



9～10ページ

②基本給について説明するとき
説明のポイント/例

② 基本給について説明するとき

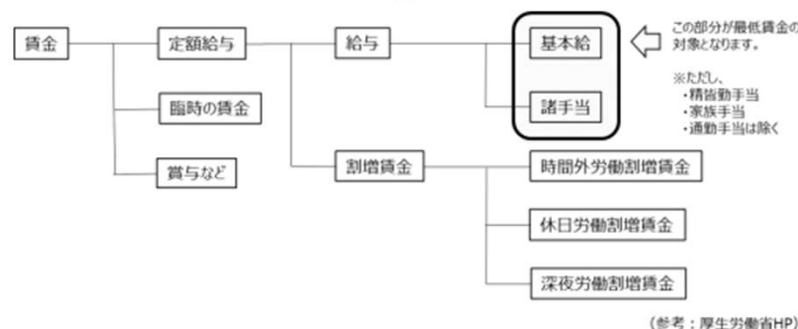
(1)外国人の方へ説明する際のポイント

労働者の国籍や在留資格にかかわらず、最低賃金法に基づく最低賃金額は適用されます²³。外国人だからという理由で、最低賃金よりも低い賃金で働かせることはできません。この最低賃金額は、基本給と諸手当が対象です。ただし、

- 諸手当の一部（精勤手当、家族手当、通勤手当）
- 割増賃金（時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金）
- 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

は最低賃金額には含まれません⁴。（図2参照。）

図2



日本では、労働者の生活の安定や経済の発展のために、法律で、労働者が必ずもらえる金額が保障されています（最低賃金制度）。

一方、外国では、最低賃金制度が存在しない国もあります。

賃金について説明するときには、国の決まりで必ずもらえる金額が保障されているという点を説明しましょう。

また、最低賃金に違反していないかどうか、働く本人が確認して理解を得てもらうためには、最低賃金の対象に含まれないものについても、併せて説明することが望ましいです。（その他、非正規雇用労働者の正規雇用労働者との同一労働同一賃金については、9⑤を参照してください。）

(2)外国人の方への説明例

- ・日本では、働く人の生活を守るために、仕事をしたときに会社からもらうことができる一番低い給料＜最低賃金といいます＞が決まっています。これは、国の法律で決まっています。
- ・〇〇県で仕事をする人は、1時間で〇円以上の給料をもらうことができます。これは、国の法律で決まっています。
- ・1時間で何円以上の給料をもらうことができるかは、住んでいる都、府、県で決まっています。
- ・あなたの1時間の給料は、【あなたの給料】÷【会社が決めた働く時間数の平均】で計算します。
- ・この計算のとき、家族手当、通勤手当は、【あなたの給料】の中に入りません。家族手当、通勤手当は、仕事で理由ではないからです。（※家族手当、通勤手当については、2③(2)を見てください。）
- ・この計算のとき、割増賃金は、【あなたの給料】の中に入りません。毎月同じではないからです。（※割増賃金については、2④(2)を見てください。）
- ・ボーナス（毎月もらうことのできる給料とは別に会社からもらうことのできるお金）は、この計算の【あなたの給料】の中に入りません。毎月もらうお金ではないからです。
- ・ボーナス（毎月もらうことのできる給料とは別に会社からもらうことのできるお金）は会社からもらうことができる一番低いお金が決まっています。

<参考>モデル労働条件やさしい日本語版の記載

第32条 基本となる給料

定期的にトピックスでお知らせいたします。